

2025年日本ドリフト選手権規定

※下線部：変更箇所

2025年規定	2024年規定
<p style="text-align: center;">2023年11月22日制定 2024年 1月 1日施行 <u>2024年11月28日改定</u> <u>2025年 1月 1日施行</u></p>	<p style="text-align: center;">2023年11月22日制定 2024年 1月 1日施行</p>
<h3>第1章 総則</h3> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2025年</u>（以下「当該年」という。）のドリフト競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ドリフト選手権規定を制定する。</p>	<h3>第1章 総則</h3> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2024年</u>（以下「当該年」という。）のドリフト競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ドリフト選手権規定を制定する。</p>
<h4>第1条 選手権の区分</h4> <p>本選手権は、次の通りとし、部門を設ける。</p> <p>日本ドリフト選手権（以下「選手権」という。なお、英語表記は、Japan Drifting Championshipとする。）</p> <ol style="list-style-type: none">単走部門追走部門総合部門	<h4>第1条 選手権の区分</h4> <p>本選手権は、次の通りとし、部門を設ける。</p> <p>日本ドリフト選手権（以下「選手権」という。なお、英語表記は、Japan Drifting Championshipとする。）</p> <ol style="list-style-type: none">単走部門追走部門総合部門
<h4>第2条 選手権競技会の格式</h4> <p>準国内競技または国内競技とする。</p>	<h4>第2条 選手権競技会の格式</h4> <p>準国内競技または国内競技とする。</p>
<h4>第3条 選手権競技会の数</h4> <p>選手権競技会の最大開催数は10競技会とする。</p>	<h4>第3条 選手権競技会の数</h4> <p>選手権競技会の最大開催数は10競技会とする。</p>
<h4>第4条 オーガナイザー</h4> <p>公認団体、加盟団体または公認クラブ、加盟クラブが組織できる。</p>	<h4>第4条 オーガナイザー</h4> <p>公認団体、加盟団体または公認クラブ、加盟クラブが組織できる。</p>
<h4>第5条 選手権の申請資格</h4> <p>過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に準国内格式以上のドリフト競技を3回以上開催した実績のあるもの。</p>	<h4>第5条 選手権の申請資格</h4> <p>過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に準国内格式以上のドリフト競技を3回以上開催した実績のあるもの。</p>

第6条 選手権の登録申請

選手権の登録申請は、前年の10月31日までに国内スポーツカレンダー登録規定に従い、カレンダー登録申請し、同時にJAF所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

1. 選手権の開催月日
2. 選手権の開催場所
3. その他必要事項

第7条 選手権開催日程

2025年1月1日～2025年11月第3日曜日

第8条 選手権の認定

JAFは、当該選手権として申請された中から日本ドリフト選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関するJAFからの指示事項に従わなければならない。

JAFは競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかつたと判断した場合には、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 選手権競技会の公示

JAFは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにJAF所定の書式により組織許可申請書類を開催日の2ヶ月前までにJAFに提出しなければならない。

第11条 参加車両

当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合したものとする。

第12条 参加資格

当該年度有効なJAF競技許可証所持者とする。

第13条 参加台数

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

第6条 選手権の登録申請

選手権の登録申請は、前年の12月31日までにカレンダー登録申請し、同時にJAF所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

1. 選手権の開催月日
2. 選手権の開催場所
3. その他必要事項

第7条 選手権開催日程

2024年1月1日～2024年11月第3日曜日

第8条 選手権の認定

JAFは、当該選手権として申請された中から日本ドリフト選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関するJAFからの指示事項に従わなければならない。

JAFは競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかつたと判断した場合には、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 選手権競技会の公示

JAFは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにJAF所定の書式により組織許可申請書類を開催日の2ヶ月前までにJAFに提出しなければならない。

第11条 参加車両

当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合したものとする。

第12条 参加資格

当該年度有効なJAF競技許可証所持者とする。

第13条 参加台数

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

第14条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第1条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2. に従って3回以上開催されなければ当該各部門の選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

各競技会において各部門3台以上の出走を以って成立する。

第15条 選手権競技会の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の2ヶ月前までに理由を付してJ A Fに届出を行い、承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、J A Fは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第16条 規則違反

1. 選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、J A Fは当該違反者に対し罰則を適用する。

2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第17条 選手権保持者の認定

1. J A Fは第1条の各部門の最高得点者を日本選手権保持者として認定する。

2. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。

1) 選手権として成立した当該部門の競技会の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

2) 上記2) の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。

ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第18条 得点基準

第14条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第1条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2. に従って3回以上開催されなければ当該各部門の選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

各競技会において各部門3台以上の出走を以って成立する。

第15条 選手権競技会の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の2ヶ月前までに理由を付してJ A Fに届出を行い、承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、J A Fは組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第16条 規則違反

1. 選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、J A Fは当該違反者に対し罰則を適用する。

2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第17条 選手権保持者の認定

1. J A Fは第1条の各部門の最高得点者を日本選手権保持者として認定する。

2. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。

1) 選手権として成立した当該部門の競技会の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。

2) 上記2) の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。

ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第18条 得点基準

各選手権競技会の競技結果成績に基づき、下記の得点を与える。

得点基準表：

(1) 単走部門

各競技会において単走決勝の成績に応じて以下のポイントが付与される。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ポイント	20	16	15	14	13	12	11	10	8	7	6	5	4	3	2

(2) 追走部門

各競技会において追走競技に進出したなかで、競技会順位に応じて、下表のポイントが付与される

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ポイント	25	21	18	16	13	12	11	10	8	7	6	5	4	3	2

(3) 総合部門

当該競技会順位に応じて下表の単走と追走順位ポイントを加算したポイントが付与される。

単走順位ポイント表：

順位	1	2	3	4
ポイント	4	3	2	1

追走順位ポイント表：

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ポイント	25	21	18	16	13	12	11	10	8	7	6	5	4	3	2

第19条 賞の授与

日本ドリフト選手権保持者として認定された者に対し、J A Fは資格認定証およびJ A Fが別に定める「J A Fモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第2章 競技に関する規定

第20条 順位の決定

走行結果に基づく得点またはトーナメントによる方式とし、競技会特別規則に明記すること。

第21条 競技会の成立、延期、中止、短縮

1. 保安上または不可抗力のため、競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。

各選手権競技会の競技結果成績に基づき、下記の得点を与える。

得点基準表：

(4) 単走部門

各競技会において単走決勝の成績に応じて以下のポイントが付与される。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ポイント	20	16	15	14	13	12	11	10	8	7	6	5	4	3	2

(5) 追走部門

各競技会において追走競技に進出したなかで、競技会順位に応じて、下表のポイントが付与される

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ポイント	25	21	18	16	13	12	11	10	8	7	6	5	4	3	2

(6) 総合部門

当該競技会順位に応じて下表の単走と追走順位ポイントを加算したポイントが付与される。

単走順位ポイント表：

順位	1	2	3	4
ポイント	4	3	2	1

追走順位ポイント表：

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ポイント	25	21	18	16	13	12	11	10	8	7	6	5	4	3	2

第19条 賞の授与

日本ドリフト選手権保持者として認定された者に対し、J A Fは資格認定証およびJ A Fが別に定める「J A Fモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第2章 競技に関する規定

第20条 順位の決定

走行結果に基づく得点またはトーナメントによる方式とし、競技会特別規則に明記すること。

第21条 競技会の成立、延期、中止、短縮

1. 保安上または不可抗力のため、競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。

2. 競技会は単走部門が終了した時点で成立とする。
3. 追走部門が中止または途中中止となった場合は、競技会終了として単走部門順位と追走ラダ一段階終了に応じた競技会順位として発表する。
- (1) 追走部門ベスト16（8対戦）が終了せずに中止となった場合
- ①追走部門は不成立とし、単走部門結果のみに基づき、競技会の順位を認定する。
- ②ポイントは追走部門不成立により50%付与とし、小数点以下のポイントは切り上げとする。
- (2) 追走部門ベスト16（8対戦）が終了した時点で中止となった場合
- ①この時点で追走部門は成立とし、本規定第18条に従い、単走部門結果を反映して順位を認定する。
- ②追走部門ベスト8進出者は全て8位のポイントを付与する。
- (3) 追走部門ベスト8（4対戦）が終了した時点で中止となった場合
- ①本規定第18条に従い、単走部門結果を反映して順位を認定する。
- ②ベスト4進出者はすべて4位のポイントを付与する。
- (4) 追走部門ベスト4（2対戦）が終了した時点で中止となった場合
- ①本規定第18条に従い、単走部門結果を反映して順位を認定する。
- ②決勝進出者は両者共に2位のポイントを付与する。
- ③3位決定戦進出者は、両者共に4位のポイントを付与する。

※各トーナメントラダー途中で中止が決定した場合は、終了時該当ラダーおよびそれ以降すべての対戦を無効とする。

4. オーガナイザーは、競技会の延期のため、参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第3章 一般規定

第22条 保険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第8条2.に定める措置をとること。

第23条 競技会特別規則

オーガナイザーは、J A Fの承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

2. 競技会は単走部門が終了した時点で成立とする。
3. 追走部門が中止または途中中止となった場合は、競技会終了として単走部門順位と追走ラダ一段階終了に応じた競技会順位として発表する。
- (1) 追走部門ベスト16（8対戦）が終了せずに中止となった場合
- ①追走部門は不成立とし、単走部門結果のみに基づき、競技会の順位を認定する。
- ②ポイントは追走部門不成立により50%付与とし、小数点以下のポイントは切り上げとする。
- (2) 追走部門ベスト16（8対戦）が終了した時点で中止となった場合
- ①この時点で追走部門は成立とし、本規定第18条に従い、単走部門結果を反映して順位を認定する。
- ②追走部門ベスト8進出者は全て8位のポイントを付与する。
- (3) 追走部門ベスト8（4対戦）が終了した時点で中止となった場合
- ①本規定第18条に従い、単走部門結果を反映して順位を認定する。
- ②ベスト4進出者はすべて4位のポイントを付与する。
- (4) 追走部門ベスト4（2対戦）が終了した時点で中止となった場合
- ①本規定第18条に従い、単走部門結果を反映して順位を認定する。
- ②決勝進出者は両者共に2位のポイントを付与する。
- ③3位決定戦進出者は、両者共に4位のポイントを付与する。

※各トーナメントラダー途中で中止が決定した場合は、終了時該当ラダーおよびそれ以降すべての対戦を無効とする。

4. オーガナイザーは、競技会の延期のため、参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第3章 一般規定

第22条 保険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第8条2.に定める措置をとること。

第23条 競技会特別規則

オーガナイザーは、J A Fの承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

第4章 選手権規定の施行に関する規定

第24条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、J A Fがその処置を決定する。

第25条 選手権規定の変更

J A Fは年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

第26条 本規定の施行

本選手権規定は2025年1月1日から施行する。

以上

第4章 選手権規定の施行に関する規定

第24条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、J A Fがその処置を決定する。

第25条 選手権規定の変更

J A Fは年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

第26条 本規定の施行

本選手権規定は2024年1月1日から施行する。

ただし、第6条については、2023年11月30日から施行する。

以上